独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターにおける 医師主導治験に係る標準業務手順書

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター受託研究取扱規程、薬事法 (昭和35 年法律第145号)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)(以下「医薬品GCP省令」という)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号。以下「医療機器GCP省令」という。)及びGCPに関連する通知、並びに「治験の依頼等に係る統一書式」に関する通知に基づいて行う、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
 - 2 本手順書は、医薬品又は医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請(以下「承認申請」という)の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。
 - 3 「自ら治験を実施する者」とは、「自ら治験を実施しようとする者」又は「自ら治験を実施する者」をいい、自ら治験を実施するために治験の準備、管理及び実施に責任を負う者であって、その所属する医療機関において「治験責任医師」となるべき医師又は歯科医師(一の治験実施計画書に基づき複数の医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。また、「医師主導治験」とは、「自ら治験を実施する者」が実施する治験をいい、「治験薬提供者」とは、自ら治験を実施する者に対して治験薬を提供する者をいう。本手順書においては、治験の準備及び管理の業務を行う場合は、「自ら治験を実施する者」と呼び、治験責任医師として治験を実施する場合は、「治験責任医師」と呼ぶこととする。また、同一の治験実施計画書に基づき複数の医療機関において共同で治験を実施する場合で、「治験調整医師」又は「治験調整委員会」等を置き、治験の準備及び管理に関する業務の一部を委嘱する場合にあっては、委嘱した業務に関して「自ら治験を実施する者」を「治験調整医師」又は「治験調整委員会」等に適宜読み替えるものとする。

第2章 院長の業務

(治験依頼の申請等)

- 第2条 院長は、自ら治験を実施する者より提出された治験分担医師・治験協力者リスト ((医) 書式2) を了承する。
 - 2 院長は、自ら治験を実施する者に治験実施申請書((医)書式3)とともに、審査に必要な以下の資料を提出させるものとする。

※審査に必要な資料

- (1)治験実施計画書(医薬品GCP省令第15条の4第4項又は医療機器GCP第18条第4項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
- (2) 治験薬概要書(医薬品GCP省令第15条の5第2項又は医療機器GCP省令第19条第2項の規定により改訂されたものを含む)
- (3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含む。)
- (4) 説明文書、同意文書(説明文書と同意文書は一体化した文書または一式の文書とする)
- (5) モニタリングの実施に関する手順書
- (6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- (7)治験責任医師の履歴書((医)書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
- (8) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・協力者リスト ((医)書式2)での代用可)
- (9) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
- (10)医薬品GCP省令及び医療機器GCP省令の規定により治験責任医師及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
- (11)治験の費用に関する事項を記載した文書(被験者への支払(支払がある場合)に 関する資料)
- (12)被験者の健康被害の補償について説明した文書
- (13) 医療機関が治験責任医師の求めに応じて医薬品GCP省令第41条第2項各号及び医療機器GCP省令第61条第2項各号に掲げる記録(文書を含む)を閲覧に供する旨を記載した文書
- (14)医療機関が医薬品GCP省令及び医療機器GCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(医薬品GCP省令第46条又は医療機器GCP省令第66条に規定する場合を除く)には、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
- (15)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書

- (16)被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
- (17)被験者の安全等に係る報告
- (18)その他治験審査委員会が必要と認める資料

(治験実施の了承等)

- 第3条 院長は、治験審査依頼書((医)書式4)とともに第2条第2項に定める文書を治験審査委員会 に提出し、治験の実施の適否について治験審査委員会の意見を求める。
 - 2 院長は、治験審査委員会から治験の実施を承認する旨の報告を受け、これに基づく院 長の指示が治験審査委員会の決定と同じ場合には、治験審査結果通知書((医)書式 5)に より、自ら治験を実施する者に通知する。なお、院長の指示が治験審査委員会の決定と 異なる場合には、治験審査結果通知書((医)書式 5)の写とともに治験に関する指示・決 定通知書((医)参考書式 1)により、自ら治験を実施する者に通知する
 - 3 院長は、治験審査委員会から治験実施計画書等の文書又はその他の手順について何らか の修正を条件に治験の実施を承認する旨の報告を受けた場合は、前項に準じて自ら治験 を実施する者に通知する。
 - 4 院長は、前項の指示により自ら治験を実施する者が治験実施計画書等の文書を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書((医)書式6)とともに該当する資料を提出させ、院長の指示どおり修正したことを確認する。
 - 5 院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下又は保留する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。院長は、治験の実施を了承できない旨の院長の決定を、治験審査結果通知書((医)書式5)により自ら治験を実施する者に通知するものとする。
 - 6 院長は、自ら治験を実施する者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に 用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これ に応じること。

(治験の継続)

- 第4条 院長は、治験の期間が1年を超える場合には、少なくとも年1回、自ら治験を実施する者に治験実施状況報告書((医) 書式11) を提出させる。なお、第15条第1項の規定により特定の専門的事項を聞いた専門治験審査委員会がある場合には、当該専門治験審査委員会にも意見を聞かなければならない。
 - 2 院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書を最新のものとしなければ ならない。治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、 自ら治験を実施する者から、それらの当該文書の全てを速やかに提出させる。
 - 3 院長は、医薬品GCP省令第26条の6第2項及び医療機器GCP省令第28条第2項、 医薬品GCP省令第48条及び医療機器GCP省令第68条第3項の規定により通知を 受けたとき、医薬品GCP省令第54条第3項及び医療機器GCP省令第74条第3項 の規定により報告を受けたとき、その他実施医療機関の長が必要があると認めたときは、 治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。なお、第15条第1項 の規定により特定の専門的事項を聞いた専門治験審査委員会がある場合には、当該専門

治験審査委員会の意見を聞かなければならない。

- 4 院長は、承認した治験について以下に該当する報告を受けた場合には、治験の継続の可 否について、第3条の規定を準用して取り扱うものとする。
 - (1)治験責任医師より、治験実施状況報告書((医)書式11)を入手した場合
 - (2)治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新もしくは改訂され、治験責任 医師より、治験に関する変更申請書((医)書式10)を入手した場合
 - (3)治験責任医師より被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書((医)書式8)を入手した場合
 - (4)治験責任医師より、重篤な有害事象に関する報告書((医)書式12)及び((医)書式14) 及び((医)書式19)を入手した場合
 - (5)治験責任医師より安全性情報等に関する報告書((医)書式16)を入手した場合なお、被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報には、 以下のものが含まれる。
 - ①当該被験薬又は外国で使用されているものであって当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下、「当該被験薬等」という)の重篤な副作用又は感染症によるものであり、かつ、治験薬概要書から予測できないもの
 - ②死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、当該被験薬等の副作用又は感染によるもの(①を除く)
 - ③当該治験薬等に係わる製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
 - ④当該被験薬等の副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が 発生するおそれがあることを示す研究報告
 - ⑤当該被験薬等の副作用又は感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
 - ⑥当該治験薬等が治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研 究報告
 - (6) モニタリング報告書又は監査報告書を入手した場合

(治験の中止、中断及び終了)

- 第5条 院長は、自ら治験を実施する者から治験の中止又は中断について記した治験終了(中止・中断)報告書((医)書式17)、若しくは当該治験の成績が承認申請書に添付されない事を知り得、その旨を記した開発の中止等に関する報告書((医)書式18)を入手した場合は、治験審査委員会に対し、速やかにその文書((医)書式17、(医)書式18)の写により通知する。
 - 2 院長は、治験責任医師(自ら治験を実施する者)から治験の終了について記した治験終了(中止・中断)報告((医)書式17)を入手した場合は、治験審査委員会に対し、速やかに文書((医)書式17)の写により通知する。

(直接閲覧)

第6条 院長は、自ら治験を実施する者が指名した者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れ、これらによる調査が適切かつ速やかに行われるよう協力するものとする。また、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

第3章 治験審查委員会

(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置)

- 第7条 院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審 査委員会を院内に設置することができる。
 - 2 院長は、前項の治験審査委員会の委員を指名し、当該治験審査委員会と協議の上、当該治験審査委員会の運営の手続きに関する手順及び委員名簿及び会議の記録の概要を公表する。
 - 3 院長は、自らが設置した治験審査委員会委員となることはできない。
 - 4 院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、本条第1項により設置した治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置する。

(治験審査委員会の選択)

- 第8条 院長は、第3条第1項の規定により治験審査委員会の意見を聴くにあたり、GCP省令第27 条第1項第2号から第8号に掲げる治験審査委員会(以下、「外部治験審査委員会」という。) より、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択することができる。
 - 2 院長は前項の規定により外部治験審査委員会の医薬品及び医療機器GCP省令等に関す る適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を確認する。
 - (1) 治験審查委員会標準業務手順書
 - (2) 治験審査委員会名簿及び会議の記録の概要
 - (3) その他必要な事項
 - 3 院長は、第1項の規定により医薬品GCP省令第27条第1項第2号から第4号及び医療機器GCP省令第46条第1項第2号から第4号の治験審査委員会を選択する場合には当該治験審査委員会に関する以下の事項について確認する。
 - (1) 定款、寄付行為その他これらに準ずるものに置いて、治験審査委員会を設置する 旨の定めがあること。
 - (2) その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を 有する者を含む。次号において同じ。)のうち医師、歯科医師、薬剤師、看護師そ の他の医療関係者が含まれていること。
 - (3) その役員に占める次に掲げるものの割合が、それぞれ3分の1以下であること。 イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者 ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者
 - (4)治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
 - (5) 財産目録、賃借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供していること。
 - (6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なう恐れがないこと。

(治験の専門的事項に関する調査審議)

- 第9条 院長は、第3条第1項の規定により治験審査委員会の意見を聴くにあたり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会委員長と協議の上、承諾を得て、((医)書式4)により当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会(以下、専門治験審査委員会という。)の意見を聴くことができる。
 - 2 院長は、前項の規定により調査審議を依頼する専門治験審査委員会を選択する際、GC P省令等に関する適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を確認する。
 - (1) 当該治験審査委員会標準業務手順書
 - (2) 当該治験審査委員会名簿及び会議の記録の概要
 - (3) その他必要な事項
 - 3 院長は、本条専門的治験審査委員が意見を述べたときは、速やかに当該意見を第3条第 1項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告する。独立行政法人国立病院機構 本部以外 に設置されるものについては、事前に当該専門治験審査委員会の設置者と契 約を締結する。
 - 4 院長は、第1項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会が意見を述べたときは速 やかに当該意見を第3条第1項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなけ ればならない。

(外部治験審査委員会との契約)

- 第10条 院長は、第8条第1項の治験審査委員会(当該医療機関の長が設置した GCP 省令第27条第1項第1号に掲げる治験審査委員会及び同項第5号から第8号まで治験審査委員会のうち独立行政法人国立病院機構本部中央治験審査委員会(以下「中央治験審査委員会」を除く)に調査審議を依頼する場合には、予め、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結する。
 - (1) 当該契約を締結した年月日
 - (2) 当院及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
 - (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
 - (4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限
 - (5)被験者の秘密の保全に関する事項
 - (6) その他必要な事項
 - 2 院長は、前条第1項の規定により専門治験審査委員会(当該医療機関の長が設置した GCP省令第27条第1項第1号に掲げる治験審査委員会及び同項第5号から第8号までに掲げ る治験審査委員会のうち独立行政法人国立病院機構本部中央治験審査委員会(以下「中 央治験審査委員会」を除く)の意見を聴く場合には、予め、次に掲げる事項を記載した 文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結する。
 - (1) 当該契約を締結した年月日
 - (2) 当該医療機関及び当該専門治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
 - (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項

- (4) 当該専門治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会が意見を述べるべき期限
- (5) 被験者の秘密の保全に関する事項
- (6) その他必要な事項

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

- 第11条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。
 - (1) 教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者であること。
 - (2)治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験薬提供者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用法に十分精通していること。
 - (3) 薬事法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準並びに医薬品及び医療機器GCP省令を熟知し、これを遵守すること。
 - (4) 募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができこと。
 - (5) 実施予定期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していること。
 - (6)治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できること。

(履歴書等の提出)

第12条 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうることを証明する最新の履歴書((医)書式1)及びGCP省令に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料並びに当該治験分担医師の氏名リスト(治験分担医師、治験協力者リスト((医)書式2)での代用可)を院長に提出する。なお、必要な場合には治験分担医師の履歴書((医)書式1)も院長に提出する。

(治験分担医師等の選定及び監督)

- 第13条 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、治験分担医師、治験協力者リスト((医)書式2)を作成し、予め院長に提出し、その了承を得る。
 - 2 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者に、自ら治験を実施する者が収集した被 験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情 報、被験薬について、当該被験薬の副作用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の 発生等に該当する事項を知った際に通知した事項等、各人の業務について十分な情報を 与え、指導及び監督する。

(説明文書・同意文書の作成)

第14条 治験責任医師は、治験実施の申請をする前に被験者から治験の参加に関する同意を得る ために用いる説明文書を作成する。また、作成にあたっては、必要に応じ治験薬提供者 から予め作成に必要な資料の提供を受けることができる。

(治験の申請等)

- 第15条 治験責任医師は、治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、そのすべてを速やかに院長に提出すること。
 - 2 治験責任医師は、治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく治験審査結果通知((医)書式5))が通知された後に、その決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し(治験の中止又は中断を含む)、これに基づく治験審査結果通知((医)書式5))で通知された場合には、その決定に従うこと。
 - 3 治験責任医師は、治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるよう な治験の変更について、医療機関の長に速やかに治験に関する変更申請書((医)書式10) を提出すること。

(被験者の選定)

- 第16条 治験責任医師は、次に揚げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。
 - (1)人権保護の観点から、治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
 - (2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としないこと。
 - (3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、自由意思による同意の取得に特に慎重な配慮を払う。

(被験者からの同意の取得)

- 第17条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して説明 文書を用いて十分に説明し、被験者から治験への参加について自由意思による同意を文 書により得るものとする。
 - 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師並びに被験者が記名押印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名押印又は署名し日付を記入するものとする。
 - 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って 記名押印又は署名と日付が記入された同意文書の写を被験者に渡す。また、被験者が治 験に参加している間に、説明文書が改訂された場合は、その都度新たに本条第1項及び 第2項に従って同意を取得し、記名押印又は署名と日付を記入した同意文書の写及び説 明文書を被験者に渡す。
 - 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制又は不当な影響を及ぼしてはならない。

- 5 説明文書及び説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、当院の法的責任を 免除するかそれを疑わせる語句が含まれていてはならない。
- 6 口頭及び文書による説明には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉を用い る。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験 に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与える。その際、当該治験責任医師、治 験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、すべての質問に対して被験者が満 足するよう答える。
- 8 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認する。この場合、当該情報を被験者に伝えたことを文書に記録する。
- 9 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速 やかに当該情報に基づき説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得る。また、 治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても当該情 報を速やかに伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認する とともに、改訂された説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被 験者から自由意思による同意を文書で得る。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合については、医薬品GCP省令第50条第2項及び第3項、第52条第3項及び第4項、第55条、並びに医療機器GCP省令第70条第2項及び第3項、第72条第3項及び第4項、第75条を遵守する。
- 11 医療機器治験においては、治験終了後の体内に留置される治験機器(吸収性のものも含む)に関する被験者に健康被害を及ぼすような新たな重要な情報が得られた場合には、 被験者に対しその情報を伝え、必要な対応(例えば、ペースメーカーの場合、その交換等)をとる。

(治験薬の使用)

- 第18条 治験責任医師は、治験薬は承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用されることを保証する。
 - 2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、 当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否か を確認する。

(被験者に対する医療)

- 第19条 治験責任医師は、治験に関する医療上のすべての判断に責任を負う。
 - 2 院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関した臨

床上問題となるすべての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝える。

- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者 の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせる。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するため適切に対応する。

(重篤な有害事象の報告)

第20条 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合、治験責任医師は、速やかに医療機関の長 (共通の実施計画書に基づき共同で複数の医療機関において治験を実施する場合には他の医療機 関の治験責任医師を含む。)及び治験薬提供者に重篤な有害事象に関する報告書((医)書式 12)、 ((医)書式 14)又は((医)書式 19)で報告すること。この場合において、治験薬提供者、医療機関の 長又は治験審査委員会から更に必要な情報の提供を求められた場合はこれに応じる。

(治験実施計画書からの逸脱等)

- 第21条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項(例:医療機関の名称・診療科名の変更、医療機関の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更等)のみに関する変更である場合には、この限りではない。
 - 2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書から逸脱した行為を理由のいかんによらず全て記録する。
 - 3 治験責任医師は、逸脱した行為のうち被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかったものについてのみ、その理由を記載した緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書((医)書式8)を作成し、直ちに医療機関の長に提出する。

(治験実施状況の報告)

第22条 治験責任医師は、実施中の治験において、治験の期間が1年を越える場合には、少なく とも年1回、医療機関の長に治験実施状況報告書((医)書式11)を提出すること。

(症例報告書の作成及び提出)

第23条 治験責任医師は、治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名押印 又は署名の上、自らが適切に保存する。また治験分担医師が作成した症例報告書につい ては、その内容を点検し問題がないことを確認した上で記名押印又は署名し、自らが適 切に保存する。また、治験責任医師は、症例報告書の変更又は修正に当たり自ら治験を 実施する者が作成した手引きに従う。 (モニタリング・監査・調査等の受け入れ)

第24条 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れ、また、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。

(治験の終了、中止・中断)

- 第25条 治験責任医師は、治験を終了したときは、医療機関の長にその旨及びその結果の概要を 治験終了(中止・中断)報告書((医)書式17)により報告する。
 - 2 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合、あるいは自らが治験を中断し、又は中止した場合は、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療、その他必要な措置を講じること。また自ら治験を中断し、又は中止した場合にあっては医療機関の長に治験終了(中止・中断)報告書((医)書式17)を提出すること。

第5章 治験薬等の管理

(治験薬の管理)

- 第26条 治験薬の管理責任は、院長が負う。
 - 2 院長は、治験薬を保管、管理させるため薬剤部長を治験薬管理者とし、病院で実施されるすべての治験の治験薬を管理させる。なお、治験薬管理者は
 - 治験主任を治験薬管理補助者に指名し、治験薬管理者の業務を代行させる。
 - 治験薬管理補助者は、代行した業務について治験薬管理者に報告を行う。3 治験薬管理者は自ら治験を実施する者が作成した治験薬の取扱い及び保管・管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また、医薬品GCP省令を遵守して適正に治験薬を保管、管理する。
 - 4 治験薬管理者は次の業務を行う。
 - (1) 自ら治験を実施する者から治験薬を受領し、治験薬受領書を発行する。
 - (2) 治験薬の保管、管理及び払い出しを行う。
 - (3)治験薬管理表及び治験薬出納表を作成し、治験薬の使用状況及び進捗状況を把握する。
 - (4)被験者からの未使用治験薬の返却記録を作成する。
 - (5) 本条第3項の自ら治験を実施する者が作成した手順書に従い、その他、治験薬に 関する業務を行う。
 - 5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された用量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。
 - 6 治験薬管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師(自ら治験を実施する者)の下に治験薬を管理させることができる。

(治験機器の管理)

第26条の2 治験機器の管理責任は、院長が負う。

2 院長は、治験機器を保管、管理、保守点検させるため薬剤部長を治験機器管理者とし、病院で実施される全ての治験の治験機器等を管理させる。なお、治験機器管理者は必要に応じて治験機器管理補助者を指名し、治験機器管理者の業務を代行させることができる。 治験機器管理補助者は、代行した業務について治験機器管理者に報告を行う。

- 3 治験機器管理者は、自ら治験を実施する者が作成した治験機器の取扱い及び保管、管理、 保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また、 医療機器GCP省令を遵守して適正に治験機器を保管、管理、保守点検する。
- 4 治験機器管理者は次の業務を行う。
 - (1) 治験機器を受領し、治験機器の受領書を発行する。
 - (2) 治験機器の保管、管理、保守点検及び払い出しを行う。
 - (3)治験機器の管理表及び出納表を作成し、治験機器の使用状況及び進捗状況を把握する。

- (4)被験者からの未使用治験機器の返却記録を作成する。
- (5) 本条第3項の自ら治験を実施する者が作成した手順書に従い、その他、治験機器 に関する業務を行う。
- 5 治験機器管理者は、治験実施計画書に従って治験機器が被験者に使用されていることを 確認する。
- 6 治験機器管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師(自ら治験を実施する者)の下に治験機器を管理させることができる。

(治験製品の管理)

第26条の3 治験製品の管理責任は、院長が負う。

- 2 院長は、治験製品を保管、管理、保守点検させるため薬剤部長を治験製品管理者とし、病院で実施される全ての治験の治験製品等を管理させる。なお、治験製品管理者は必要に応じて治験製品管理補助者を指名し、治験製品管理者の業務を代行させることができる。 治験製品管理補助者は、代行した業務について治験製品管理者に報告を行う。
 - 3 治験製品管理者は、自ら治験を実施する者が作成した治験製品の取扱い及び保管、管理、 保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また、 医薬品GCP省令および医療機器GCP省令を遵守して適正に治験製品を保管、管理、 保守点検する。
 - 4 治験製品管理者は次の業務を行う。
 - (1)治験製品を受領し、治験製品の受領書を発行する。
 - (2) 治験製品の保管、管理、保守点検及び払い出しを行う。
 - (3)治験製品の管理表及び出納表を作成し、治験製品の使用状況及び進捗状況を把握する。
 - (4)被験者からの未使用治験製品の返却記録を作成する。
 - (5) 本条第3項の自ら治験を実施する者が作成した手順書に従い、その他、治験製品 に関する業務を行う。
 - 5 治験製品管理者は、治験実施計画書に従って治験製品が被験者に使用されていることを 確認する。
 - 6 治験製品管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師(自ら治験を実施する者)の下に治験製品を管理させることができる。

第6章 治験事務局

(治験事務局の設置及び業務)

- 第27条 院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験事務局を設置する。 なお、治験事務局は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。
 - 2 治験事務局は、次の者で構成する。
 - (1) 事務局長:薬剤部長
 - (2) 事務局員:治験コーディネーター、業務班長、庶務係長、医事専門職、 副臨床検査技師長、副診療放射線技師長、事務補助員
 - 3 治験事務局は、院長の指示により、次の業務を行う。
 - (1)治験審査委員会の委員の指名に関する業務(委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成を含む。)
 - (2)治験責任医師(自ら治験を実施する者)に対する必要書類の交付と治験申請手続きの説明
 - (3) 治験責任医師(自ら治験を実施する者)及び治験審査委員会が審査の対象とする 審査資料の受付
 - (4) 治験審査結果通知書((医) 書式5) に基づき、院長の治験に関する指示を記した 治験審査結果通知書((医) 書式5) の作成及び治験責任医師への通知書の交付(治 験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の交付を含む。)
 - (5)治験終了(中止・中断)報告書((医)書式17)の受領及び交付
 - (6) 記録の保存
 - (7) 治験の実施に必要な手続き
 - (8) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
 - 4 院長は中央治験審査委員会に調査審議を依頼する場合には、中央治験事務局標準業務手順書を入手し、当該手順書に基づき独立行政法人国立病院機構本部中央治験事務局(以下「中央治験事務局」という。)に本条第3項の各号に規定する業務の一部を行わせることができる。

第7章 業務の委託

(業務委託の契約)

- 第28条 治験責任医師又は院長は、治験の実施に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、 次に揚げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結する。
 - (1) 当該委託に係る業務の範囲
 - (2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項
 - (3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどう かを治験責任医師又は病院が確認することができる旨
 - (4) 当該受託者に対する指示に関する事項
 - (5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを治験責任医 師又は病院が確認することができる旨
 - (6) 当該受託者が治験責任医師又は病院に対して行う報告に関する事項
 - (7) 治験の実施の準備及び管理に係る業務を委託する場合には当該委託する業務に 係る被験者に対する補償措置に関する事項
 - (8) 当該受託者が、業務終了後も継続して保存すべき文書又は記録及びその機関
 - (9) 当該受託者が、監査担当者及び規制当局の求めに応じて、直接閲覧すること
 - (10) その他当該委託に係る業務について必要な事項

第8章 記録の保存

(記録の保存責任者)

- 第29条 院長は、当院において保存すべき必須文書の保存責任者を指名する。
 - 2 文書・記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。
 - (1) 診療録、検査データ、同意文書等:医事専門職
 - (2) 医師主導治験に関する文書、外部治験審査委員会に関する文書等:治験事務局 長
 - (3) 治験薬に関する記録(治験薬管理表、治験薬投与記録、被験者からの未使用治験薬返却記録、治験薬納品書、未使用治験薬受領書等):治験薬管理責任者
 - (4) 中央治験事務局で保存すべき文書:中央治験事務局長
 - 3 院長又は治験の記録の保存責任者は、当院において保存すべき治験に係る文書又は記録が第条30第1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じておく。

(記録の保存期間)

- 第30条 院長は、当院において保存すべき必須文書を、(1)又は(2)の日のうち後の日までの間保存するものとする。ただし、自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について自ら治験を実施する者と協議する。
 - (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止又は治験の成績が承認申請書に 添付されない旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3年が経過 した日)
 - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
 - 2 院長は、自ら治験を実施する者から製造販売承認取得した旨を記した開発の中止等に関する報告((医) 書式18)の連絡を受けるものとする。
 - 3 院長は、自ら治験を実施する者より前項に製造販売承認取得した旨を記した開発の中止等に関する報告((医)書式18)を入手した場合は、治験審査委員会に対し、開発の中止等に関する報告書((医)書式18)の写を提出する。

第9章 自ら治験を実施する者の業務(治験の準備)

(治験実施体制)

- 第31条 自ら治験を実施する者は、治験の実施の準備及び管理に関して必要とされる以下に掲げる 業務手順書等を作成する。
 - (1) 治験実施計画書及び症例報告書の見本の作成に関する手順書
 - (2) 治験薬概要書の作成に関する手順書
 - (3) 説明文書及び同意書の作成に関する手順書
 - (4) 被験者の健康被害補償方策に関する手順書
 - (5) 治験薬の管理に関する手順書
 - (6) モニタリングの実施に関する手順書
 - (7) 安全性情報の取扱いに関する手順書
 - (8) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
 - (9) 多施設共同治験において医療機関間の調整医師又は治験調整委員会への業務の 委嘱の手順書
 - (10) 効果安全性評価委員会(独立データモニタリング委員会)審議に関する手順書
 - (11) 記録の保存に関する手順書
 - (12) 総括報告書作成に関する手順書
 - (13) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要とされる手順書
 - 2 自ら治験を実施する者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の実施の準備及び管理に 係わる業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保し、治験の実施体制を 整える。治験の実施の準備及び管理に係わる業務を行うことにつき必要な専門的知識を 有する者として治験に関する医学的な問題について適切な助言を行う医学専門家、並び に治験実施計画書、治験薬概要書等の作成・改訂、データの取扱い、統計解析の実施、 総括報告書の作成等、治験の全過程を通じて活用されるべき者を医療機関内だけでなく 外部の専門家(生物統計学者、臨床薬理学者等)も含めて組織する。

(非臨床試験成績等の入手)

第32条 自ら治験を実施する者は、治験実施時点における科学的水準に照らし適正な被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報等、必要な資料を入手する。必要な資料の入手又は情報の提供については、治験薬提供者と協議し、契約を締結するなど必要な措置を講じる。

(治験実施計画書の作成及び改訂)

- 第33条 自ら治験を実施する者は、以下に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成する。
 - (1) 自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所
 - (2) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあって は、受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲

- (3) 治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所 及び当該委託に係る業務の範囲
- (4) 医療機関の名称及び所在地
- (5) 治験の目的
- (6) 被験薬の概要
- (7) 治験薬提供者の氏名及び住所
- (8) 治験の方法
- (9) 被験者の選定に関する事項
- (10) 原資料の閲覧に関する事項
- (11) 記録(データを含む。)の保存に関する事項
- (12) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名
- (13)治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師 の氏名及び職名
- (14) 医薬品GCP省令第26条の5、医療機器GCP省令第38条に規定する効果 安全性評価委員会を設置したときは、その旨
- 2 自ら治験を実施するものは、当該治験が被験者に対して治験薬の効果を有しないこと及び医薬品GCP省令第50条第1項及び医療機器GCP省令第70条第1項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び以下に掲げる事項を治験実施計画書に記載する。
 - (1) 当該治験が医薬品GCP省令第50条第1項、医療機器GCP省令第70条第1項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明
 - (2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものである ことの説明
- 3 自ら治験を実施するものは、当該治験が医薬品GCP省令第50条第1項及び第2項並びに医療機器GCP省令第70条第1項及び第2項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び以下に掲げる事項を治験実施計画書に記載する。
 - (1) 当該被験薬が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避 するため緊急に使用される医薬品として、製造販売承認を申請することを予定し ているものであることの説明
 - (2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明
 - (3)被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明
 - (4) 医薬品GCP省令第26条の5、医療機器GCP省令第38条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨
- 4 自ら治験を実施する者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験 を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験実施計画書を改 訂する。

(治験薬概要書の作成及び改訂)

- 第34条 自ら治験を実施する者は、第32条で規定した情報に基づいて以下に掲げる事項を記載 した治験薬概要書を作成する。
 - (1) 被験薬の化学名又は識別記号
 - (2) 品質、毒性、薬理作用その他の被験薬に関する事項
 - (3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
 - 2 自ら治験を実施する者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験薬概要書を改訂する。

(説明文書の作成及び改訂)

第35条 自ら治験を実施する者(治験責任医師となるべき医師又は歯科医師に限る。)は、医薬品及び医療機器GCP省令の規定より、被験者から治験への参加の同意を得るために用いる説明文書を作成する。また必要な場合にはこれを改訂する。なお、必要な資料又は情報の提供については、治験薬提供者と協議し、契約を締結するなど必要な措置を講じる。

(被験者に対する補償措置)

第36条 自ら治験を実施する者は、治験に関連して被験者に生じた健康被害(治験の実施の準備、管理又は実施に係る業務の一部を委託した場合に生じたものを含む)に対する補償措置として、保険への加入の措置、副作用等の治療に関する医療体制の提供その他必要な措置を講ずる。

(院長への文書の事前提出)

第37条 自ら治験を実施する者は、第2条第2項の手順に基づき必要な資料を院長に提出し、治験の実施の承認を得る。

(治験計画等の届出)

- 第38条 自ら治験を実施する者は、薬事法第80条の2第2項及び薬事法施行規則第269条の 規定により、その治験の計画を厚生労働大臣に届け出る。
 - 2 自ら治験を実施する者は、前項の届出後に薬事法施行規則第270条の規定により当該 届出に係る事項を変更したとき、又は当該届出に係る治験を中止し、若しくは終了した ときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出る。
 - 3 治験計画等の届出については、「自ら治験を実施しようとする者による薬物に係る治験 の計画の届出等に関する取扱いについて」(平成24年12月28日薬食審査発1228第19号) に従い届け出る。なお、当該通知が改訂等された場合にはその改訂等に従う。

(業務委託の契約)

第39条 自ら治験を実施する者又は病院は、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一 部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者と

- の契約を締結する。
- (1) 当該委託に係る業務の範囲
- (2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項
- (3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうか を自ら治験を実施する者又は病院が確認することができる旨
- (4) 当該受託者に対する指示に関する事項
- (5)前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを 自ら治験を実施する者又は病院が確認することができる旨
- (6) 当該受託者が自ら治験を実施する者又は病院に対して行う報告に関する事項
- (7) 当該受託者が、医療機関に於いて業務を行う場合には当該委託する業務に係る被 験者に対する補償措置に関する事項
- (8) 当該受託者が、監査担当者及び規制当局の求めに応じて、直接閲覧に供すること。
- (9) 当該受託者が、業務終了後も継続して保存すべき文書又は記録及びその期間。
- (10) その他当該委託に係る業務について必要な事項

第10章 自ら治験を実施する者の業務(治験の管理)

(治験薬等の入手・管理等)

- 第40条 自ら治験を実施する者は、自ら治験薬を製造しない場合、治験薬提供者から「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬GMP)について」(平成20年7月9日薬食発第0709002号)の要件を満たす治験薬を入手すべく、治験薬の品質確保に関して治験薬提供者との間で文書等により明確な取り決め等を行う。明確に取り決めておく事項には、次項以降に掲げた内容を含め、以下の項目があげられる。
 - (1)治験薬の提供時期、提供手段、必要数量
 - (2) 治験薬製造記録の提供
 - (3) 治験終了時までの治験薬ロットサンプルの保存
 - (4)治験薬ロットサンプルの経時的分析記録の提供
 - 2 自ら治験を実施する者は、以下の事項を自ら遵守するとともに治験薬提供者から治験薬の提供を受ける場合は治験薬提供者にその遵守を求める。
 - (1) 治験薬の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載する。なお、国際共同治験において複数の国や地域において英文で記載された共通の治験薬を用いる場合又は欧米等で承認のある未承認薬を用いたブリッジング試験等の場合は、治験実施計画書にその旨を記載し、治験審査委員会の承認を得たものについて英文記載でよい。
 - また、多施設共同治験を実施する場合であって、治験実施計画書に、自ら治験を 実施する者の代表者又は治験調整医師の氏名及び職名並びに住所を記載する旨 を記載し、治験審査委員会の承認を得たものについては、自ら治験を実施する 者の代表者又は治験調整医師の氏名及び職名並びに住所を記載することで差し 支えない。
 - ・治験用である旨
 - ・自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所
 - ・化学名又は識別番号
 - 製造番号又は製造記号
 - ・貯蔵方法、使用期限等を定める必要のあるものについては、その内容
 - (2)治験薬に添付する文書、その治験薬又はその容器若しくは被包(内袋を含む)には、 次に掲げる事項を記載してはならない。
 - ・予定される販売名
 - ・予定される効能又は効果
 - ・予定される用法又は用量
 - 3 自ら治験を実施する者は、治験計画届出書を提出し、受理されたことを確認した後に治験 薬提供者より治験薬を入手する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法 の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成15年5月15日医薬発第0515017号)の 記のⅢの(2)のイに掲げる薬物、「「医薬品の臨床試験及び製造販売承認申請のための非 臨床試験安全性試験の実施についてのガイダンス」について」(平成22年2月19日薬食審

査発0219第4号) で定義されているマイクロドーズ臨床試験及びマイクロドーズ臨床試験 以降初めて届出る治験にあっては、治験計画の届出提出後30日を経過した後に、それ以 外の薬物にあたっては、治験計画の届出提出後2週間後を目安に治験薬を入手する。

- 4 自ら治験を実施する者は、盲検下の治験では、治験薬のコード化及び包装に際して、医療上の緊急時に、当該治験薬がどの薬剤であるかを直ちに識別できるよう必要な措置を講じておく。また、盲検下の治験では盲検が破られたことを検知できるよう必要な措置を講ずる。
- 5 自ら治験を実施する者は、治験薬提供者から治験薬を入手する場合の輸送及び保存中の 汚染や劣化を防止するため必要な措置を講じておく。
- 6 自ら治験を実施する者は、治験薬提供者より治験薬に関する以下に掲げる情報を入手し、 記録を作成する。
 - (1)治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安 定性等の品質に関する試験の記録
 - (2)治験薬を入手し、又は治験薬提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月 日の記録
 - (3)治験薬の処分等の記録
- 7 自ら治験を実施する者は、医療機関の長による治験の実施の承認後遅滞なく、医療機関に おける治験薬の管理に関する手順書を作成し、これを医療機関の長に交付する。また、 必要に応じ、治験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験 分担医師、治験協力者及び第26条第2項に規定する治験薬管理者に交付する。

(治験調整医師又は治験調整委員会への委託)

- 第41条 自ら治験を実施する者は、共通の治験実施計画書に基づき複数の医療機関において共同 で治験を実施する場合には、当院における当該治験実施計画書の解釈その他の治験の細 目について調整する業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱することができる。
 - 2 自ら治験を実施する者が、治験調整医師あるいは治験調整委員会に委嘱できる業務としては以下のものがあげられる。
 - (1) 治験中に生じた治験実施計画書の解釈上の疑義の調整
 - (2) 治験の計画の届出の業務
 - (3) 複数医療機関間の副作用情報の通知に関する業務
 - (4) 厚生労働大臣への副作用等報告の業務
 - (5) その他治験の細目についての複数医療機関間の調整
 - 3 自ら治験を実施する者は、治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その 業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を当該治験ごとに作成する。

(効果安全性評価委員会の設置)

- 第42条 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。
 - 2 効果安全性評価委員会は、治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイント

を適切な間隔で適切に評価し、治験の継続の適否又は治験実施計画書等の変更について 審議するための委員会であり、自ら治験を実施する者等、治験調整医師、治験審査委員 会の委員、治験薬提供者及び院長は効果安全性評価委員会の委員になることはできない。

- 3 自ら治験を実施する者は、効果安全性評価委員会を設置した場合には委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせる。また、審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存する。
- 4 効果安全性評価委員会の設置が必要とされる治験は、当該治験の中間段階において治験の継続等の評価を行うための具体的な基準(症例数、対照群との有意水準・p 値等、設定根拠等)を明確化し、予め治験実施計画書に記載する。

(治験に関する副作用等の報告)

- 第43条 自ら治験を実施する者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験 を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに院長に対し、これを提 供する。なお、必要な資料又は情報の提供については、治験薬提供者と協議し、契約を 締結するなど必要な措置を講じる。
 - 2 自ら治験を実施する者は、被験薬について薬事法第80条の2第6項に規定する事項を 知ったときは、直ちにその旨を院長(共通の実施計画書に基づき共同で複数の医療機関 において治験を実施する場合には治験責任医師を含む。)に通知する。あらかじめ、本 事項について、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び医療機関の長の合意が得ら れている場合においては、医療機関の長に加えて治験審査委員会にも同時に通知するこ とができる。また、この場合においては、GCP省令第40条第1項の規定に基づき医療機関 の長が治験審査委員会に文書により通知したものとみなす。
 - 3 自ら治験を実施する者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験 を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験 薬概要書を改訂する。治験実施計画書の改訂及び治験薬概要書の改訂については第33 条及び第34条に従う。

(モニタリングの実施等)

- 第44条 自ら治験を実施する者は、当該治験のモニタリングの実施に関する手順書を作成し、治験審査委員会の意見を踏まえて、当該手順書に従って、モニタリングを実施させる。
 - 2 自ら治験を実施する者は、モニタリングに必要な科学的及び臨床的知識を有する者をモニターとして指名する。モニターの要件はモニタリングの実施に関する手順書に明記する。なお、モニターは当該モニタリングの対象となる病院において当該治験に従事させない。
 - 3 本条第1項の規定によりモニタリングを実施する場合には、病院において実地にて行わせる。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。
 - 4 モニターには、原資料を直接閲覧すること等により治験が適切に実施されていること及びデータの信頼性が十分に保たれていることを確認させ、その都度モニタリング報告書

を作成させ、自ら治験を実施する者及び院長に提出させる。モニタリング報告書には、 日時、場所、モニターの氏名、治験責任医師(自ら治験を実施する者)又はその他の接触 した相手の氏名、モニターが点検した内容の要約及び重要な発見事項あるいは事実、逸 脱及び欠陥、結論、自ら治験を実施する者等に告げた事項並びに講じられた若しくは講 じられる予定の措置及び医薬品・医療機器GCP省令等の遵守を確保するために推奨さ れる措置に関するモニターの見解等を記載させる。

5 自ら治験を実施する者は、指名した者にモニターから提出されたモニタリング報告書の 内容を点検し、フォローアップを行わせる。

(監査の実施)

- 第45条 自ら治験を実施する者は、当該治験の監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び手順書に従って、監査を実施させる。
 - 2 自ら治験を実施する者は、教育・訓練と経験により監査を適切に行いうる要件を満たしている者を監査担当者として指名する。監査担当者の要件は監査に関する手順書に明記する。なお、監査担当者は当該監査に係る医療機関において当該治験の実施(その準備及び管理を含む。)及びモニタリングに従事させない。
 - 3 自ら治験を実施する者は、監査担当者に、監査を実施した場合には監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成させ、これを自ら治験を実施する者及び院長に提出させる。監査報告書には監査担当者が記名押印又は署名の上、報告書作成日、被監査部門名、監査の対象、監査実施日、監査結果(必要な場合には改善提案を含む)及び当該報告書の提出先を記載させる。

(治験の中止等)

- 第46条 自ら治験を実施する者は、医療機関が医薬品及び医療機器GCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(医薬品GCP省令第46条及び医療機器GCP省令第66条に規定する場合を除く。)には、当該医療機関における治験を中止する。
 - 2 自ら治験を実施する者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及び その理由を院長に治験終了(中止・中断)報告書((医)書式17)により通知する。
 - 3 自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を院長に開発の中止等に関する報告書((医)書式18)により通知する。

(治験総括報告書の作成)

第47条 自ら治験を実施する者は、治験の終了又は中止にかかわらず、薬事法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準、医薬品及び医療機器GCP省令並びに「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン(平成8年5月1日薬審第335号)」に従って、治験総括報告書を作成する。なお、多施設共同治験にあっては各自ら治験を実施する者が共同で作成することができる。

2 自ら治験を実施する者は治験総括報告書に監査証明書を添付して保存する。

(記録の保存)

- 第48条 自ら治験を実施する者は、以下の治験に関する記録(文書及びデータを含む)を、保存する。
 - (1) 治験実施計画書、総括報告書、症例報告書その他医薬品及び医療機器GCP省 令の規定により自ら治験を実施する者又は治験分担医師が作成した文書又はそ の写
 - (2) 院長から通知された治験審査委員会の意見に関する文書、その他医薬品及び医療機器GCP省令の規定により院長から入手した記録
 - (3) モニタリング、監査その他治験の実施の準備及び管理に係る業務の記録(2) 及び(5)に掲げるものを除く)
 - (4) 治験を行うことにより得られたデータ
 - (5) 治験薬に関する記録
 - 2 自ら治験を実施する者は、第1項に定める記録を、1)又は2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存するものとする。
 - (1)当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年が経過した日)
 - (2)治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日
 - 3 自ら治験を実施する者は、当該自ら治験を実施する者がその所属する医療機関から所属しなくなった場合には、当該記録の保存について、適切な策を講じるものとする。

第11章 その他の事項

(規則の準用)

- 第49条 次にあげる臨床試験についてはこの手順書を準用するものとする。
 - (1) 医療機器の治験
 - (2) 体外診断用医薬品の治験
 - (3) 再生医療等製品の治験
 - 2 前項に規定する医療機器の治験を実施する場合には、第1条第1項の「医薬品の臨床試験 の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)」に替え「医療機器の臨 床試験の実施の基準の省令(平成17年4月23日厚生労働省令第36号)」を適用する。
 - 3 本条第1項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合には、薬事法施行規則第275 条に基づき、薬事法施行規則第269条及び第270条の規定を準用する。
 - 4 本条第1号に規定する医療機器の治験に本手順書を準用する場合には、「医薬品」、「治験薬」、「被験薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「医療機器」、「治験機器」、「被験機器」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
 - 5 本条第1号に規定する再生医療等製品の治験に本手順書を準用する場合には、「医薬品」、「治験薬」、「被験薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「再生医療等製品」、「治験製品」、「被験製品」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と読み替えることにより、本手順書を適用する。

以上

(附則) この規定は、平成 20年 4月 1日から施行する

平成 20年12月1日 一部改訂

平成 21年 4月 1日 一部改訂

平成 24年 4月 1日 一部改訂

平成 26年 7月 1日 一部改訂

平成 28年 4月 1日 一部改訂

平成 30年 4月 1日 一部改訂

平成 30年 10月 1日 一部改訂

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター医師主導治験における 治験審査委員会標準業務手順書

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は薬事法(昭和35 年法律第145 号)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する 省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「GCP省令」という)、並びにGCP省令に関 連する通知書等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるも のである。
 - 2 本手順書は当院における「受託研究取扱規程」及び「医師主導治験に係る標準業務手順書」第7条の規定により設置した治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法等を定めるものである。
 - 3 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請(以下「承認申請」 という)の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。

(治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図ること。
 - 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。
 - 3 治験審査委員会は、倫理的及び科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について 調査審議を行うこと。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者8名以上をもって構成する。

なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) 委員長:臨床研究部長
- (2) 副委員長:薬剤部長
- (3) 委員:副院長、統括診療部長、看護部長及び院長が指名する医師・薬剤師・看 護師
- (4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員(下記(5)の委員を除く):事務部長、企画課長、管理課長及び院長が指名する者
- (5) 独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターと利害関係を有しない委員:外 部委員1名以上
- 2 委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 3 治験審査委員会は、男女両性で構成されることが望ましい。
- 4 本条第1項の委員に欠員が生じた場合は、院長は後任の委員を指名する。この場合、後 任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(治験審査委員会の業務)

- 第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を院長から入手する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び実施医療機関の長の合意が得られている場合においては、GCP省令第26条の6第2項に関する通知に限り、自ら治験を実施する者から入手することができる。また、この場合においては、GCP省令第40条第1項の規定に基づき実施医療機関の長が治験審査委員会等に文書により通知したものとみなす。
 - (1) 治験実施計画書(GCP 省令第 15 条の 4 第 4 項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
 - (2) 治験薬概要書(GCP省令第15条の5第2項の規定により改訂されたものを含む)
 - (3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が 十分に読み取れる場合は、当該治験計画書をもって症例報告書の見本に関する 事項を含むものとする)
 - (4) 説明文書・同意文書(説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
 - (5) モニタリングの実施に関する手順書
 - (6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- (7) 治験責任医師の履歴書((医)書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
 - (8) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・協力者リスト ((医)書式2)での代用可)
 - (9) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
 - (10) GCP 省令の規定により治験責任医師及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
 - (11)治験の費用に関する事項を記載した文書(被験者への支払(支払がある場合) に関する資料)
 - (12)被験者の健康被害の補償について説明した文書
 - (13) 医療機関が治験責任医師の求めに応じて GCP 省令第 41 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む)を閲覧に供する旨を記載した文書
 - (14) 医療機関が GCP 省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP 省令第46条に規定する場合を除く)には、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
 - (15) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
 - (16)被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
 - (17)被験者の安全等に係る報告
 - (18)治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
 - (19) モニタリング報告書及び監査報告書(継続審査等の場合)
 - (20) その他治験審査委員会が必要と認める資料(企業との連携がある場合、利益相

反に関する資料等)。

- 2 治験審査委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。
 - (1)治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点からの妥当性に関する調査審議事項
 - ア 当院が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - イ 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最 新の履歴書等により検討すること。なお、治験審査委員会が必要と認める場合に は、治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴 書等により検討すること。
 - ウ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
 - エ 被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること
 - オ 被験者の同意を得る方法が適切であること
 - カ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
 - キ 必要と認める場合は、院長に自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する 資料の提出を求め、予定される治験費用が適切であることを確認すること
 - ク 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
 - ケ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
 - (1) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項
 - ア 被験者の同意が適切に得られていること
 - イ 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行っ た治験実施計画書からの逸脱に関すること
 - ウ 治験実施中に当院で発生した重篤な有害事象報告に基づく、当該治験の継続の可 否を調査審議すること
 - エ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報に基づく、当該治験の継続の可否

なお、重大な情報には、以下のものが含まれる

- ① 当該被験薬又は外国で使用されているものであって当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下、「当該被験薬等」という)の重篤な副作用又は感染症によるものであり、かつ、治験薬概要書から予測できないもの
- ② 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、当該被験薬等の副作用又は感染症によるもの(①を除く)
- ③ 当該被験薬等の副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が 発生するおそれがあることを示す研究報告
- ④ 当該被験薬等の副作用又は感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- ⑤ 当該治験薬等が治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研 究報告
- ⑥ 当該治験薬等に係わる製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

- オ 治験の実施状況の概要に基づき、治験が適切に実施されていること (治験の期間が 1年を超える場合には少なくとも1年に1回以上の頻度で調査審議する)
- カ モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施 されていること
- キ 治験の終了、治験の中止又は中断及び当該治験の成績が承認申請書に添付されない こと
- ク その他治験審査委員会が求める事項
- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書で通知され、治験計画届出を提出し、薬事法で規程された期間が経過するまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

- 第5条 治験審査委員会は、原則として月1回(第3週の月曜日)開催する。但し、院長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。
 - 2 治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ治験審査委員会事務局から原則として 1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
 - 3 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
 - (1)審議、採決には、委員総数の過半数が参加していること、かつ最低でも5名以上の委員が参加していること。委員総数とは、当該治験の関係者を除いた委員数をいう。
 - (2) 第3条第1項(4) の委員が少なくとも1名参加していること。
 - (3) 第3条第1項(5) の委員が少なくとも1名参加していること。
 - (4) 第3条第1項第1号及び第3号の委員のうち医師の資格を有するものが少なくと も1名参加していること
 - 4 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
 - 5 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係を有する委員(自ら治験 を実施する者の上司又は部下等、治験薬提供者又は治験薬提供者と密接な関係を有する もの等)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に 関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。
 - 6 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
 - 7 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
 - 8 意見は次の各号のいずれかによる。
 - (1) 承認する
 - (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す(治験の中止又は中断を含む)
 - (5) 保留する

- 9 院長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査 委員会に再審査を請求することができる。
- 10 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の資格及び職名を含む)に 関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存するものとする。
- 11 治験審査委員会は、審査終了後速やかに院長に、治験審査結果通知書 ((医) 書式5) により報告する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び実施医療機関の長の合意が得られている場合には、GCP 省令第26条の6第2項に関する治験を継続して行うことの適否についての意見に限り、治験審査委員会は、実施医療機関の長に加えて自ら治験を実施する者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合、GCP省令第32条第7項の規定に基づき、治験審査委員会の意見を実施医療機関の長が自ら治験を実施する者に文書により通知したものとみなす。
- 12 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行う。ここでいう軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が少なく、被験者への危険性を増大させない変更を言う。具体的には、当院に係る治験の組織・体制の変更、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、実施症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。
- 13 迅速審査は、治験審査委員会委員長が行い、本条第9項に従って判定し、第12項に従って院長に報告する。治験審査委員会委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。なお、委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、副委員長と他の委員を指名して代行させる。

第2章 治験審查委員会事務局

(治験審査委員会事務局の業務)

第6条 治験審査委員会事務局は、治験審査委員会委員長の指示により、次の業務を行うものと する。

- (1) 治験審査委員会の開催準備
- (2) 治験審査委員会の会議の記録(審議及び採決に参加した委員名簿を含む)の作成
 - (3) 治験審査結果通知書((医)書式5)の作成及び院長への提出
 - (4) 記録の保存
 - (5) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

- 第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。
 - 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
 - (1) 当標準業務手順書

- (2) 委員名簿(委員の職業、所属及び資格を含む)
- (3) 提出された文書
- (4) 治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)
- (5) 書簡等の記録
- (6) その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

- 第8条 治験審査委員会における保存すべき文書は、(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。ただし、自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について自ら治験を実施する者と協議するものとする。
 - (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日 (開発を中止した又は臨床試験の試験成績に 関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合には その通知を受けた日)
 - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

第4章 その他の事項

(規則の準用)

- 第9条 次にあげる臨床試験についてはこの手順書を準用するものとする。
 - (1) 医療機器の治験
 - (2) 体外診断用医薬品の治験
 - (3) 再生医療等製品の治験
 - 2 前項に規定する医療機器の治験を実施する場合には、第1条第1項の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)」に替え「医療機器の臨床試験の実施の基準の省令(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)」を適用する。
 - 3 本条第1項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合には、薬事法施行規則第275 条に基づき、薬事法施行規則第269条及び第270条の規定を準用する。
 - 4 本条第1号に規定する医療機器の治験に本手順書を準用する場合には、「医薬品」、「治験薬」、「被験薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「医療機器」、「治験機器」、「被験機器」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
 - 5 本条第1号に規定する再生医療等製品の治験に本手順書を準用する場合には、「医薬品」、 「治験薬」、「被験薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「再生医療等製品」、 「治験製品」、「被験製品」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および 原理」と読み替えることにより、本手順書を適用する。

(附則) この規定は、平成 20年 4月 1日から施行する

平成 20年12月1日 一部改訂

ただし、第6条第2項から第4項に規定する治験審査委員会の公表に関する事項については平成21年4月1日から適用する

平成 21年 4月 1日 一部改訂

平成 24年 4月 1日 一部改訂

平成 26年 7月 1日 一部改訂

平成 28年 4月 1日 一部改訂

平成 29年 1月 1日 一部改訂

平成 29年 4月 1日 一部改訂

平成 30年 4月 1日 一部改訂

平成 30年 10月 1日 一部改訂

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター医師主導治験における 直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準業務手順書

第1条 目的

本手順書は、医師主導治験において自ら治験を実施する者が指名したモニタリング担当者に実施させる直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関し、必要な手順を定めるものである。

2. 医薬品及び医療機器GCP省令第2条20項に定める「自ら治験を実施しようとする者」 及び21項に定める「自ら治験を実施する者」を、においては「自ら治験を実施する者」 という。

第2条 モニタリング担当者の確認

治験責任医師、治験事務局等は、モニタリング担当者(以下「モニター」という。)の氏 名等を確認する。

第3条 モニタリングの方法等の確認

治験責任医師、治験事務局等は、モニタリングの計画及び手順についてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なるモニタリングを行う必要が生じ得ることに留意する。

第4条 原資料等の内容・範囲の確認

治験責任医師、治験事務局等は、直接閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲について 治験実施計画書等に基づいてモニターに文書により確認する。なお、治験の実施状況等 を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

第5条 モニタリングの申し入れ受付

- 1. 治験事務局は、モニターからモニタリング実施の申入れを受けたとき、可及的速やかに モニターと訪問日時等を調整し、決定する。
- 2. 治験事務局は、モニタリングの内容及び手順をモニターに確認し、当院の応対者を定めるとともに、直接閲覧の要請がある場合、必要な原資料等の準備、手配をする。
- 3. 直接閲覧を伴うモニタリングの場合には、原資料等と症例報告書その他の自ら治験を実施する者への報告書及び通知文書等との照合等が行われるため、治験事務局は、被験者のプライバシーの保護の観点から照合作業が可能な場所を準備する。
- 4. 治験事務局は当該モニタリングの範囲が標準業務手順書(医師主導治験)第13条に規定される外部治験審査委員会保管資料等に関わる場合は、当該外部治験審査委員会事務局に対応を依頼する。

第6条 モニタリングの受入れ時の対応

- 1. 治験事務局は、訪問したモニターの氏名等を確認する。
- 2. 直接閲覧を伴うモニタリングの場合、治験事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等

が適切に準備され、直接閲覧終了後は当該原資料等が適切に返却されていることを確認 する。

第7条 モニタリング終了後の対応

- 1. モニタリング終了後、モニターより院長と責任医師(自ら治験を実施する者)に対しモニタリング報告書の提出を受けるものとする。問題事項等が示された場合には治験責任医師、治験事務局等は関連者と協議し、対応を決定する。必要に応じ、治験事務局は対応等を院長に報告する。
- 2. 治験責任医師、治験事務局等は、モニターから問題事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

附則)この規定は、平成 20年 4月 1日から施行する平成 20年12月1日 一部改訂平成 24年 4月 1日 一部改訂

医師主導治験における 監査の受入れに関する標準業務手順書

第1条 目的

本手順書は、自ら治験を実施する者(自ら治験を実施する者が業務を委託した者を含む。 以下同じ。)による監査の受入れに関し、必要な手順を定めるものである。

2. 医薬品及び医療機器GCP省令第2条20項に定める「自ら治験を実施しようとする者」 及び21項に定める「自ら治験を実施する者」を、においては「自ら治験を実施する者」 という。

第2条 監査担当者の確認

治験責任医師、治験事務局等は、監査の担当者(以下「監査担当者」という。)の氏名等 を確認する。

第3条 監査の方法等の確認

治験責任医師、治験事務局等は、監査の計画及び手順について監査担当者に確認する。 なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なる監査を行う必要が生じ得ることに留意する。

第4条 原資料等の内容・範囲の確認

治験責任医師、治験事務局等は、直接閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲について 治験実施計画書等に基づいて監査担当者に文書により確認する。なお、治験の実施状況 等を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

第5条 監査の申し入れ受付

- 1. 治験事務局は、監査担当者から当院を訪問して行う監査実施の申入れを受けたとき、可及的速やかに監査担当者と訪問日時等を調整し、決定する。
- 2. 治験事務局は、監査の内容及び手順を監査担当者に確認し、院内の応対者を定める。
- 3. 原資料等と症例報告書その他の自ら治験を実施する者への報告書及び通知文書等との照合等が行われるため、治験事務局は、被験者のプライバシーの保護と照合作業が可能な場所を準備する。
- 4. 治験事務局は当該監査の範囲が標準業務手順書(医師主導治験)第13条に規定される 外部治験審査委員会保管資料等に関わる場合は当該外部治験審査委員会事務局に対応を 依頼する。

第6条 監査の受入れ時の対応

- 1. 治験事務局は、訪問した監査担当者の氏名等を確認する。
- 2. 治験事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後は 当該原資料等が適切に返却されていることを確認する。

第7条 監査終了後の対応

- 1. 監査終了後、監査担当者より院長と責任医師(自ら治験を実施する者)に対して監査報告書の提出を受けるものとする。提案事項等が示された場合、治験責任医師及び治験事務局等は対応を決定する。必要に応じ、治験事務局は対応等を院長に報告する。
- 2. 治験責任医師及び治験事務局等は、監査担当者から提案事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

附則)この規定は、平成 20年 4月 1日から施行する平成 20年12月1日 一部改訂平成 24年 4月 1日 一部改訂